児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

本年3月に東京都目黒区で両親から虐待を受け、女児が死亡するという痛ましい事件が発生しました。このような虐待事案は、近年急増しており、平成28年度に全国の児童相談所へ寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べ倍増しています。

こうした事態を重く受けとめ、国は、平成28年及び平成29年に児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきました。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができませんでした。

虐待から子供の命を守るためには、子供の異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所の体制強化とともに、関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要です。

よって、国におかれましては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないために、 児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組まれるよう強く要望いたし ます。

記

- 1 平成28年度に国が策定した児童相談所強化プランを拡充し、市町村における児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。
- 2 子供の問題を児童相談所に一極集中させている現状を改め、施設やNPO等の民間機関・団体のほか、行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速させる児童相談体制の改革を行うこと。
- 3 児童相談所間及び児童相談所と市町村の情報共有については、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備するほか、児童相談所と警察との情報共有については、適切で効果的な情報を共有できるシステムを新たに構築すること。
- 4 全国共通ダイヤル189を児童虐待通告に限定し、運用の改善に努めること。
- 5 保育所、幼稚園及び学校と情報共有を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月28日

北海道江別市議会

提出先 内閣総理大臣 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 国家公安委員会委員長